

平成31年度調布市業務分析委託受託候補事業者選定プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

平成31年度調布市業務分析委託

(2) 目的

調布市（以下「市」という。）では、持続可能な市政経営を目指し、限られた経営資源を効果的・効率的に最大限活用することで、多様化・複雑化する市民ニーズや様々な法改正・制度改正等に適切に対応していくこととしている。また、市の行財政改革の具体的な取組である行革プラン2019では、アウトソーシングの推進や事務の簡素化・効率化等を重要な視点として各種取組を推進することとしている。

こうしたことを踏まえ、市における業務のより効率的な実施に向けて、令和2年度以降における窓口や内部事務のアウトソーシングの実施につなげることを主眼として、事務の効率化の観点も含めた業務分析を行う。

(3) 内容

ア アウトソーシング対象業務の提案

(ア) 現状業務の整理・分析

受託者は、調布市福祉健康部高齢者支援室介護保険担当所管の業務のうち、定型的・反復的な業務について、アウトソーシング等の実施に向けた整理・分析を行う（現在想定している業務分析の対象業務については、別紙1を参照）。ただし、別紙1に記載している業務以外についても必要に応じて双方協議のうえ、業務分析の対象とする。

(イ) アウトソーシングの可否判断

受託者は、(ア)を踏まえ、市と協議・検討を行い、業務分析を行った業務のアウトソーシングに関する可否判断を行う。

(ウ) アウトソーシングを行う業務の提案

受託者は、(ア)と(イ)を踏まえ、市と協議・検討を行い、令和2年度にアウトソーシングを行う業務（以下「アウトソーシング対象業務」という。）を提案する。

(エ) アウトソーシング対象業務の整理

a 業務フローの作成

受託者は、アウトソーシング対象業務の業務フローを作成する。

b 業務マニュアルの作成

受託者は、アウトソーシング対象業務に関する業務マニュアルを作成する。

(オ) アウトソーシングに伴うコストの試算

受託者は、アウトソーシング対象業務を実際にアウトソーシングした場合に生じるコストの試算を行い、中間報告及び最終報告にて市に提示する。

(カ) 報告資料の作成

受託者は、市と協議しながら上記(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)及び(オ)の業務分析結果等について取りまとめ、中間報告及び最終報告に関する資料を作成し、市に納品する（市との協議に基づくファイル形式の電子データにて納品）。

(キ) その他、アウトソーシングに向けた支援

受託者は、アウトソーシング対象業務をアウトソーシングする場合の必要物品、その他の留意事項等について、専門的な見地から市に助言等を行う。

イ 事務の簡素化・効率化についての提案

業務分析の結果、アウトソーシングに適さないと判断した場合やA I・R P A等の活用による、より効果的・効率的な業務の執行が見込まれる場合は、当該業務に係る事務の簡素化・効率化など、業務改善の余地の有無について検証を行い、その方策について市に提案する。

(4) 期間

契約締結日から令和元年9月30日(月)まで

(5) 予算(見積限度額)

3,929,000円(税込)

【款】10 総務費 【項】05 総務管理費 【目】40 企画調整費

【大】60 行財政改革推進費 【中】05 行財政改革推進事務費

【小】30 行財政改革推進委託料 【節】13委託料

2 実施形式

公募型プロポーザル方式

3 参加資格

申込時において、次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 営業種目については、市での競争入札参加資格として、「市場・補償鑑定関係調査業務」又は「その他の業務委託等」のいずれかを有していること。
- (2) 人口20万人以上の地方公共団体から、業務のアウトソーシングの実施に向けたコンサルティング業務を請け負った実績があること。
- (3) 調布市指名停止等措置要綱(平成18年調布市要綱第220号)による指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (6) 次のいずれかの申立て又は決定を受けていないこと。
 - ア 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は決定
 - イ 民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は決定
 - ウ 破産法に基づく破産手続開始の申立て
- (7) 調布市暴力団排除条例(平成24年度調布市条例第27号)第2条第6号に規定する暴力団関係者又はその経営支配法人等であると認められないこと及び調布市契約における暴力団等排除措置要綱(平成25年調布市要綱第8号)に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (8) 相互に資本関係又は人的関係にあるものが本プロポーザルに参加していないこと。

4 募集内容

(1) 募集方法

市ホームページ及び市報ちょうふを通じて受託候補事業者を募集する。

(2) 申込方法

本プロポーザルへ応募する事業者（以下「応募事業者」という。）は、4月18日（木）正午までに、次に掲げる書類を必要部数用意し、行政経営部行財政改革課へ持参又は郵送（必着）により提出する。

書類	部数	備考
公募型プロポーザルへの参加申込書 （様式第1）	正本1部	—
参加資格要件確認書 （様式第2）	正本1部	—
会社概要調書 （様式第3）	正本1部	・平成31年4月1日時点の内容 で記載すること
業務受託実績書 （様式第4）	正本1部 副本8部※	・契約書の鑑の写し（正本に添付） ・現在受託している案件について も記載可能
暴力団排除に基づく誓約書 （様式第5）	正本1部	・証明書（任意様式、A4縦）

※副本は、社名が特定できる記載を除くこと

(3) 参加資格の審査及び結果通知

応募事業者の参加資格を審査し、4月22日（月）までに応募事業者に審査結果を電子メールで通知し、書面を送付する。

なお、参加資格を満たしていないと判断された応募事業者は、審査結果について、4月25日（木）までに、書面（任意様式）を持参又は郵送（必着）し、市に説明を求めることができるものとし、市は書面受領日の翌日から起算して3開庁日以内に、電子メールで回答し、書面を送付する。

(4) 企画提案書等の提出

参加資格審査の結果、参加資格を満たすと判断された事業者（以下「参加事業者」という。）は、5月13日（月）正午までに、次に掲げる書類を必要部数用意し、行政経営部行財政改革課へ持参又は郵送（必着）により提出する。

書類	部数	備考
企画提案書表紙 （様式第6）	正本1部 副本8部※	—
企画提案書	正本1部 副本8部※	・任意様式（A4サイズ縦） ・10ページ以内左綴じ ・下記(5)企画提案書作成上の留意 点を参照のうえ作成すること。

企画提案に関する業務コンセプト (様式第7)	正本1部 副本8部※	—
業務スケジュール	正本1部 副本8部※	・任意様式(A4サイズ縦)
経費見積書 (様式第8)	正本1部 副本8部※	・内訳書(任意様式, A4サイズ縦) を添付すること
配置予定者調書 (様式第9-1, 9-2)	正本1部 副本8部※	・現在受託している案件についても記載可能

※副本は、社名が特定できる記載を除くこと

(5) 企画提案書作成上の留意点

ア 要点を押さえて分かりやすく簡潔に記載すること。

イ 本業務(1(3)内容を参考)に関して、以下の点について記載すること。

- (ア) 作業内容
- (イ) 検討項目
- (ウ) 実施方法, 手順及び留意点
- (エ) 業務スケジュール
- (オ) 業務実施のポイント(視点)

ウ 企画提案書提出後の追加及び修正は認めない。

(6) 一次審査(書類審査)及び審査結果の通知

一次審査を行い、5月20日(月)までに参加事業者に対し、電子メールで通知し、書面を送付する。

なお、一次審査の結果、二次審査の対象事業者とならなかった参加事業者は、5月23日(木)までに、書面(任意様式)を持参又は郵送(必着)し、市に説明を求めることができるものとし、市は書面受領日の翌日から起算して3開庁日以内に、書面及び電子メールにて回答する。

(7) 二次審査(プレゼンテーション審査)及び審査結果の通知

二次審査を行い、5月31日(金)までに二次審査を行った参加事業者に対し、審査結果を電子メールで通知し、書面を送付するとともに、市ホームページに掲載する。

なお、二次審査により選定されなかった事業者は、6月5日(水)までに、書面(任意様式)を持参又は郵送(必着)し、市に説明を求めることができるものとし、市は書面受領日の翌日から起算して3開庁日以内に、電子メールで回答し、書面を送付する。

(8) 質疑応答

質疑のある事業者は、質問事項、会社名、担当者名、電話番号、電子メールアドレスを明記のうえ、質問書及び回答書(様式第10)を以下の期限までに、市

(gyozaise@w2.city.chofu.tokyo.jp)へ電子メールで提出することができる。

回答は、応募に必要なと判断した場合のみ行うこととし、応募に必要なないと判断した場合にはその旨を回答する。

ア 参加資格及び業務内容に関する質問

(ア) 期間 4月5日(金)から4月12日(金)まで

(イ) 回答 質問受領日の翌日から起算して3開庁日以内に、市のホームページに掲載する。

イ 企画提案書等の作成及び一次・二次審査に関する質問

(ア) 期間 4月22日(月)から4月25日(木)まで

(イ) 回答 質問受領日の翌日から起算して3開庁日以内に、全ての参加事業者に対し、電子メールで回答する。

5 審査概要

(1) 審査委員会

「平成31年度調布市業務分析委託受託候補事業者選定プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)」を設置し、企画提案書等の審査を行う。

(2) 委員会構成

審査に携わる委員会の委員(以下「委員」という。)は、以下の6人とする。

ア 行政経営部 行財政改革課長

イ 総務部 人事課長

ウ 子ども生活部 保育課長

エ 福祉健康部 高齢者支援室長

オ 福祉健康部 高齢者支援室介護保険担当課長

カ 福祉健康部 高齢者支援室介護保険担当職員

(3) 審査方法及び受託候補事業者の選定

ア 委員は、別に定める採点基準表に基づき、一次審査(書類審査)及び二次審査(プレゼンテーション審査)を行い、企画提案内容を総合的に評価する。

イ 評価は加点方式により行う。

ウ 主な評価項目等(予定)

(ア) 一次審査(書類審査)

a 業務実績

b 見積額

c 業務コンセプト

(イ) 二次審査(プレゼンテーション審査)

a 業務の目的や内容等に関する理解度

b 提案内容の的確性

c 提案内容の創意工夫

d 業務スケジュール

e 提案内容の実現可能性

f 説明能力

エ 一次審査(書類審査)

(ア) 企画提案書等による書類審査を行う。また、参加事業者が4者以上であった場合、各委員の評価点を合計し、得点の高い順に上位3者までを、二次審査の対象とする。

なお、参加事業者が3者以下の場合は、全ての参加事業者を二次審査の対象とする。

(イ) 二次審査に関する詳細は、二次審査の対象となった参加事業者に通知する。

オ 二次審査(プレゼンテーション審査)

(ア) 一次審査を通過した参加事業者に対して、二次審査を実施する。委員は、参加事業者か

ら提出された企画提案書等の確認を行い、提案内容のプレゼンテーションを受け、採点基準に基づき評価を行い、契約の相手方となる受託候補事業者を選定する。

(イ) 二次審査の出席者は、配置予定者調書（様式第9—1，9—2）に記載の担当者のうち3人以内とし、プレゼンテーションは本業務受託時における主たる担当者が行う。

(ウ) 二次審査は、1事業者当たり30分以内で行う（プレゼンテーション：20分以内，質疑応答：10分程度）。

(エ) 選定

a 各委員は、評価得点の高いものから事業者の順位を定める。

b aにより、複数の事業者において評価得点が同点の場合は、各委員は総合的な評価により、当該事業者の順位を定める。

c a及びbにより、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を受託候補事業者として選定する。

なお、複数の事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該事業者において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とする。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とする。

d 複数の事業者を対象として二次審査を行った場合は、第2位以下についても順位を定める。第2位以下の順位の定め方については、受託候補事業者を除き、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を上位とする。

なお、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該事業者において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とする。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とする。

e 受託候補事業者選定後、上位の事業者が辞退又は失格となった場合は、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定める。

カ 最低基準

最低基準評価（一次審査と二次審査の総合点の満点に対し60%に満たない評価）となった二次審査対象事業者は、受託候補事業者として選定しない。

キ 選定結果の報告

委員会は、選定結果を市長に報告する。

ク 受託候補事業者の決定

市長は、委員会からの報告に基づき受託候補事業者を決定する。

ケ 二次審査結果の通知

二次審査を行った参加事業者に対し、5月31日（金）までに審査結果をメールで通知し、書面を送付するとともに、市ホームページに掲載する。

なお、二次審査により選定されなかった事業者は、6月5日（水）までに、書面（任意様式）を持参又は郵送（必着）し、市に説明を求めることができるものとし、市は書面受領日の翌日から起算して3開庁日以内に、電子メールで回答し、書面を送付する。

6 主な日程（予定）

平成31年4月 2日（火） **第1回審査委員会**

5日（金）市ホームページ及び市報へ掲載，参加申込開始

参加資格及び業務内容に関する質問受付開始

※質問は，書面受領日の翌日から起算して3開庁日以内に回答

12日（金）参加資格及び業務内容に関する質問締切

18日（木）参加申込締切（正午）

22日（月）参加資格審査結果通知

参加資格審査結果に関する質問並びに企画提案書等の作成及び

一次・二次審査に関する質問受付開始

※質問は，書面受領日の翌日から起算して3開庁日以内に回答

25日（木）参加資格審査結果に関する質問並びに企画提案書等の作成及び

一次・二次審査に関する質問締切

令和元年5月13日（月）企画提案書等提出締切（正午）

17日（金） **第2回審査委員会【一次審査（書類審査）】**

20日（月）一次審査結果通知及び二次審査開催通知

一次審査結果についての質問受付開始

※質問は，書面受領日の翌日から起算して3開庁日以内に回答

23日（木）一次審査結果についての質問締切

28日（火） **第3回審査委員会【二次審査（プレゼンテーション審査）】**

※日程は予定のため，一次審査の結果，二次審査の対象となつた事業者に日時を通知する。

31日（金）二次審査結果通知

二次審査結果についての質問受付開始

※質問は，書面受領日の翌日から起算して3開庁日以内に回答

6月 5日（水）二次審査結果についての質問締切

7 参加辞退

参加申込後，参加を辞退する場合は，速やかに行政経営部行財政改革課に電話連絡のうえ，会社名（社印の押印），代表者（代表者の押印），担当者名を明記した参加辞退届（任意様式）を行政経営部行財政改革課（市役所5階）に持参又は郵送する。宛先は調布市長とする。

8 情報公開及び提供

(1) 基本的な考え方

調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号）（以下「公開条例」という。）に基づき，原則として市政情報を全部公開としていることから，本プロポーザル実施に関する情報について，情報公開及び情報提供する。

ただし，公開条例第7条第2号及び第3号により，個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることにより，法人などの事業活動上の正当な利益を害するものについ

ては、非公開とする。

(2) 情報提供の内容、方法等

本プロポーザルの募集内容及び受託候補事業者の選定結果を市ホームページで公表する。ただし、候補順位が2位以下の参加事業者名及び委員ごとの評価点は公表しない。

9 その他

(1) 1事業者につき、1提案とする。

(2) 提出書類に関しては原則として追加・変更を認めない。

(3) 事業者から提出された書類等については、理由の如何に関わらず返却しない。

(4) 次に掲げるいずれかに該当する場合は、本件の参加を無効とし、失格とする。

ア 「3 参加資格」の条件を満たさなくなった場合

イ 提出書類が、提出期限後に提出された場合（郵送の場合は、期限内に必着のこと。）
ただし、勘案すべき正当な理由がある場合はこの限りではない。

ウ 必要な提出書類が揃っていない場合（必要事項が未記入、押印がないものを含む。）

エ 書類等の提出、回答、報告等、市が必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合

オ 提出書類に虚偽の記載があった場合

カ 見積額が、見積限度額を超える場合

キ 見積書と内訳書の金額が一致しない場合

ク 談合、その他の不正行為があった場合

ケ 上記に掲げるもののほか、公平かつ適正な事務手続等ができないものと認められる場合

(5) 応募に際して要した費用は、全て応募事業者の負担とする。

(6) 本プロポーザルは、当該業務の契約の相手方となる受託候補事業者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

なお、企画提案書等の提出物は受託候補事業者の選定以外の用途には使用しない。

(7) 本プロポーザル後、市と受託候補事業者の双方で協議のうえ、事業内容の詳細についての仕様を定める。

10 問合せ先

調布市 行政経営部 行財政改革課 担当：伊藤・石戸谷・森上

〒182-8511 調布市小島町2-35-1

電話：042-481-7362 FAX：042-485-0741

E-mail：gyozaise@w2.city.chofu.tokyo.jp